

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目次

- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……(都市整備局住宅政策推進部不動産課)……一
- 公共測量の実施(七件)……(都市整備局都市基盤部調整課)……二
- 建築基準法による意見の聴取……(都市整備局市街地建築部調整課)……二
- 建築基準法による道路位置の指定の変更(二件)……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……三
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(三件)……(環境局環境改善部化学物質対策課)……三
- 告 示 (海区漁調)……六
- 東京海区におけるかご漁業の制限……六
- 公 告
- 国土調査の成果の認証(三件)……七
- ……(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)……七
- 東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催……(環境局総務部環境政策課)……七
- 東京都指定排水設備工事事業者の変更届出……(下水道局)……八

告 示

●東京都告示第四百八十二号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の第十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成二十九年九月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 日時 平成二十九年十月五日 午後三時

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

- (一) 商号 LPJリアルエステート株式会社
- (二) 代表者氏名 代表取締役 松 貢平
- (三) 主たる事務 新宿区新宿二丁目五番十二号 所の所在地
- (四) 免許証番号 東京都知事(1)第九七三八〇号
- (五) 免許年月日 平成二十七年一月十六日

●東京都告示第四百八十三号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国分寺市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年九月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 国分寺市

二 測量の種類 公共測量(先行筆界点測量、街区細部図根測量、地籍図根多角測量、現況(地形)測量及び復元測量)

三 測量の区域 国分寺市並木町三丁目地内

四 測量の期間 平成二十九年九月十八日から平成三十年三月九日まで

●東京都告示第四百八十四号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、昭島市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年九月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 昭島市
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 昭島市拜島町五丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十九年十月十六日から同年十二月十八日まで

●東京都告示第四百八十五号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、西東京市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年九月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 西東京市
- 二 測量の種類 公共測量(測量標の一時撤去及び復元)

及び用途 ホテル、飲食店及び自動車庫
敷地面積 約四、三三〇平方メートル
建築面積 約一、七三〇平方メートル
延べ面積 約一五、八七九平方メートル
構造及び 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
階数 地上十三階
高さ 四九・〇〇メートル
適用条文 建築基準法第四十八条第四項ただし書

●東京都告示第千四百九十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。
なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年九月二十七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

変更に係る道路の種類	変更年月日	変更に係る道路の位置	変更に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）
------------	-------	------------	------------------------

法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十九年九月一日	小金井市中町二丁目四十四番六、同番七、幅員	延長二八・四五メートル
----------------------	------------	-----------------------	-------------

同番二十二、四十六番十一及び同番十二の各一部	同番二十二、四十六番十一及び同番十二の各一部	同番二十二、四十六番十一及び同番十二の各一部	同番二十二、四十六番十一及び同番十二の各一部
------------------------	------------------------	------------------------	------------------------

●東京都告示第千四百九十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。
なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年九月二十七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

変更に係る道路の種類	変更年月日	変更に係る道路の位置	変更に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）
------------	-------	------------	------------------------

法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十九年九月五日	東久留米市南町二丁目五十番九	延長一〇・五〇メートル
----------------------	------------	----------------	-------------

●東京都告示第千四百九十三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されおればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法

平成二十九年九月二十七日

東京都知事 小池 百合子

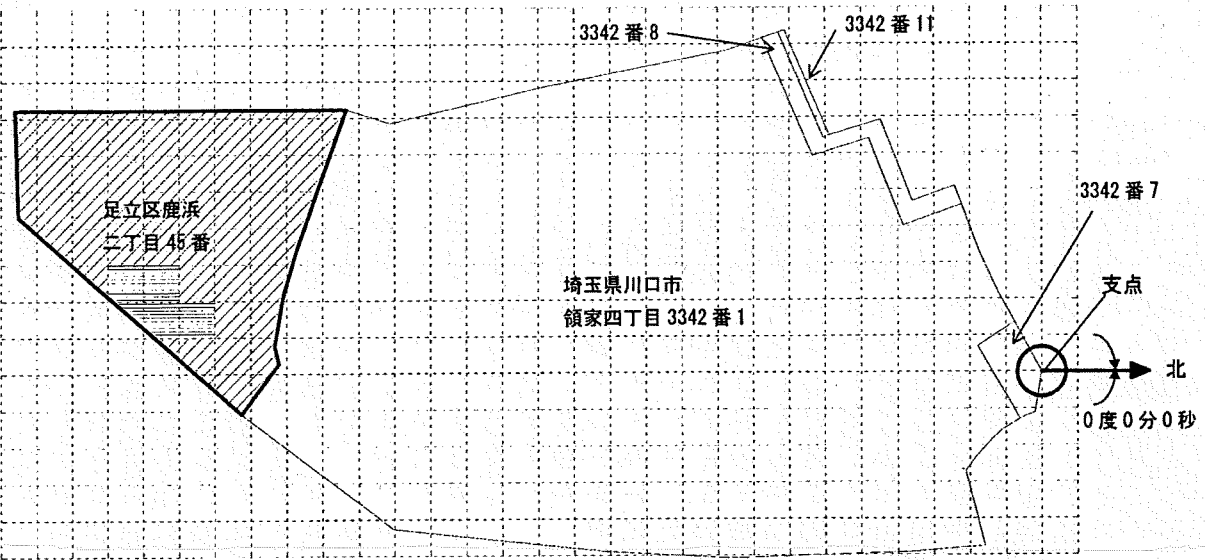
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（足立区鹿浜二丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準

に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
四 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区域の一部は、規則第五十八条第四項第九号に該当する。

別図



【凡例】

- - : 単位区画
- - - : 筆境界
- : 敷地境界
- ▭ : 形質変更時要届出区域
- ▨ : 形質変更時要届出区域(規則第58条第4項第9号に該当する区域)

【格子の回転角度(0度0分0秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【支点】

支点は、埼玉県川口市領家四丁目3342番7の最北端とする。

●東京都告示第千四百九十四号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年九月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(大島町野増字クツアラ地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物